上越市選挙管理委員会告示 第47号

令和8年5月13日現在の選挙時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

これらの総数は、次のとおりである。

令和8年5月13日

上越市選挙管理委員会
委員長　澤　海　雄　一

1　選挙権を有する者の総数　50分の1の数　3,038人

2　選挙権を有する者の総数　6分の1の数　25,317人

3　選挙権を有する者の総数　3分の1の数　50,633人